

M&P LEGAL NEWS ALERT #30

AI と個人データの交錯に関するラウンドテーブル

2026 年 2 月 2 日

弁護士 金山 藍子
弁護士 中山 貴博
弁護士 田中 太郎
弁護士 清水 裕大
弁護士 榎村 将太

目次

1. 概要
2. 基調講演
3. ラウンドテーブル
 - (1) AI 開発と個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方
 - (2) 子どもの個人情報等の取扱いに関する規律の在り方
 - (3) 身体的特徴に係るデータに関する規律の在り方
 - (4) 個人関連情報に関する規律の在り方
4. 終わりに

1. 概要

2025 年 12 月 10 日、三浦法律事務所は、個人情報・プライバシーの保護とデータ利活用の調和をテーマにしたラウンドテーブルを開催しました。ラウンドテーブルの幕開けとしてシンガポール情報通信メディア開発庁¹Assistant Chief Executive の Denise Wong 氏から日本とシンガポールにおけるベストプラクティスに関する情報交換等を目的とした基調講演を頂戴した後、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」といいます。）の 3 年見直しにおける以下のトピックに関し、民間企業、学術界、行政機関の有識者が一同に会し、多角的な意見交換が行われました。

- ① AI 開発及び個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

¹シンガポール情報通信メディア開発庁（IMDA）は、情報通信・メディア分野の開発と規制を通じ、ダイナミックな人材育成、研究、イノベーション、起業活動に関するエコシステムを創出する機関であり、シンガポールのデータ保護当局である Personal Data Protection Commission (PDPC) を監督する組織です。Denise Wong 氏は現在、PDPC の Deputy Commissioner であり、以前は Assistant Chief Executive を務めておられました。

- ② 子どもの個人情報等の取扱いに関する規律の在り方
- ③ 身体的特徴に係るデータに関する規律の在り方
- ④ 個人関連情報に関する規律の在り方

2. 基調講演

Denise Wong 氏からの基調講演では、シンガポールにおける AI ガバナンスモデル、具体的には、シンガポールでは単一の独立した「AI 法」を制定するのではなく既存のデータ保護法（PDPA）を業界慣行に整合させるという現実的なアプローチを採用していること、ならびに、政府、産業界及び学術界がパートナーとなる共有責任モデル、明確なリスクベースアプローチ及び「公平性（fairness）」「透明性（transparency）」「説明責任（accountability）」及び「堅牢性（robustness）」等といった原則重視に加え、細目的な規制よりも結果（アウトカム）を重視するといった点がシンガポールにおける AI ガバナンスの核心的理念であることについてご講演頂きました。

3. ラウンドテーブル

(1) AI 開発と個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

本テーマでは、個人情報の目的外利用や要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供といった場面において原則的には本人同意が必要とされていることが今日のデジタル経済及び社会におけるデータ活用実務と乖離しつつあり、円滑な個人データ活用の障害となっている点が共有されました。

この点について、AI 開発等を目的とする個人情報の取扱い等、特定のケースにおいては本人同意を不要とする規定を新設することがデータ利活用を促進する機能を有すると肯定的に評価されました。他方で、公共の信頼を構築・維持するためには透明性やデータセキュリティ、プライバシーリスクの低減策を含めた実効性のあるデータガバナンスの確立が必須であることが指摘されました。

また、今後、日本が AI イノベーションのグローバルリーダーを目指す上では、従前までの本人同意を原則とすると、「同意疲れ」（Consent Fatigue）等の問題が発生することも指摘されました。したがって、データへのアクセス・利活用に対する社会的なコミットメントに加え、本人同意を原則とするスキームを脱却し、同意と同等の位置付けを有する柔軟な法的根拠等、データ利活用を弾力的に運用できるフレームワークが必要であるとの意見もありました。

(ア) デジタル経済・デジタル社会において本人同意を求めるこの課題

昨今のデジタル化に伴い、個人情報保護法の立法当初と比較して遙かに大量のデータが多方向かつ迅速に流通し、AI 開発においては Web スクレイピング等の技術を通じて大量のデータが収集されています。こうしたデジタル社会におけるデータ利活用の過程に本人同

意を求めることが困難、あるいは不可能な場面も多く、本人同意を原則とする取扱いが馴染まないようになってきているとの意見が共有されました。

(イ) 本人同意原則からの脱却とデータガバナンスの確立

このようなデジタル経済及びデジタル社会では、本人同意に依存せず、トラスト（信頼）の確保を含むデータガバナンスを構築することによりデータの利活用を推進することが適切であると考えられます。参加者からは、AI開発等を目的とする場合の本人同意を不要とする改正案が検討されていることを好意的に受け止める意見が寄せられました。

データガバナンスの構築に際しては、政府が掲げる DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) の理念や考え方方が参考になり、DFFT を含む国際的な動向や急速な社会変化を注視しつつデータの利活用の適切性を確保する仕組みとしてのデータガバナンスを模索していくことの重要性については誰しもが首肯するところとなりました。

このような模索の一場面として、DFFT におけるトラストを確保するための方策について議論がなされました。この点については明確な解がないものの一つの考え方として、各事業者のデータの利活用に係る取り組みに関する説明責任を果たすことを目的とした公表等による透明性の確保が挙げられました。もっとも、データ利活用の方法・内容自体が機密性を有する場合もあるため、公表による競争力の低下や過剰な負担が事業者に生じないようにバランス感のある配慮が求められるべきであるとの意見もありました。また、事業者による不適切なデータの取扱いがなされないような適切な措置を前提に、当該措置を講じた上でもなお残存するプライバシーリスクよりもデータの利活用によって得られる利益が上回ることを説明できる場合であれば、トラストを維持できると見るべきであるとの意見もありました。

(2) 子どもの個人情報等の取扱いに関する規律の在り方

本テーマでは、子どもの個人情報の取扱いについて、法定代理人による同意に伴う実務上の負担や困難性、国際基準との整合性が課題として指摘されました。また、参加者からは、権利保護と事業者負担の均衡を図る柔軟なアプローチに加え、同意を取得するための実務上の解決策として OS (iOS/Android 等) を通じた年齢管理活用が有効との意見が示されました。

(ア) 法定代理人の同意を必要とする実務上の課題

子どもに対してサービスを提供するに際しては、ユーザーに対し、子どもでないことを表明する文章にチェックを求める、生年月日や年齢の記入を求めるなどさまざまな方針がある中で、法定代理人の同意を得るか否かの判断や得る場合にどのように取得するかといった点については必ずしも明確な指針や統一的な基準がありません。そのため、改正法において法定代理人による同意が必要とされる年齢を明確にするのであれば、年齢確認や法定代理人の特定等の運用について、法定代理人の申告を額面通りに受け入れることを許容するなど、事業者に過度な負担や複雑さが生じないよう配慮すべきであるといった意見が共有されました。

また、国際的には、同意が適切な法的根拠となる場合に、13歳以下の子どもを対象とする場合に法定代理人等の同意を求めるとする規律を設けている主要な国も相応にあることが参加者から指摘されました。グローバルに事業を展開し又は展開しようとする事業者にとっては、国際的な動向も踏まえて国内の規律にも対応する必要があるため、事業者に過度の負担が生じないよう配慮することが重要であるとともに、一定のコンプライアンス対応が求められるのであれば、その規律が適用される前に十分な対応期間の確保が必要であるといった意見が提起されました。

(イ) 子どもの権利利益の保護と各事業者の負担の適切なバランスを図った現実的な対応

子どものSNSの利用を禁止するなどの規制を強化する議論がなされている国もある中で、日本においては、子どももデジタル社会の一員としてデジタルサービス等の恩恵を受けるべきであることを前提として、子どもの権利利益の保護を図るための規律が検討されているものであるとの認識が共有されました。

その結果として事業者に一定の負荷が設けられることになるものであることから、子どもの権利利益の保護と事業者の負担のバランスが求められ、子どもが利用することがおよそ想定されないサービスの場合には法定代理人の同意を不要とする正当な理由があるといった柔軟な運用が必要ではないかとの意見が共有されました。また、別のアプローチとして、あらかじめ事業者が子どもの最善の利益を踏まえ、各年齢に応じたサービス・コンテンツを企画・提供することを事業者の自主性に委ね、保護者の同意を常に求めるとはしないという運用もあるのではないかという示唆もありました。

加えて、各事業者が提供するサービスやアプリごとに応じて対応するのではなく、OS（iOS／Android等）を通じたペアレンタルコントロールと連携する仕組みが効率的であるとの実践的な提案もなされました。そのような対応を活用できれば、ビジネスの観点から非常に効果的・効率的であるとともに、保護者にとっても子どものデジタル活動を一元的に監督できるというワンストップ方式となり、有用な面もあるといった示唆もありました。

(3) 身体的特徴に係るデータに関する規律の在り方

本テーマでは、身体的特徴に係るデータは本人が気づかないまま取得・トラッキングされ得る点を踏まえ、一定の例外の下で利用停止請求権を認めるなどの規律が提案された一方、防犯等の社会的有用性を阻害しない配慮の必要性が指摘されました。

規律の在り方として、一定の例外を設けた上で、違法性がなくとも本人の利用停止請求権を認めることなどが提案されています。これに対し参加者からは、本人識別を目的とするもの（高リスク）と、他の識別性を有するデータ（低リスク）とを区別し、それぞれに応じた規律を設けるべきとのコメントがありました。そして、高リスクについては、「カメラ画像利活用ガイドブック」で規定されている要件を遵守することで対応すべきであり、それ以上の負担を課すべきではないとの意見が示されました。また、規律を検討する際には、身体的特徴に係るデータ（とりわけ顔についてのデータ）の利活用が社会的に有用な面（例えば防犯目的、データ保存要件、個人の生命・身体の保護、あるいは個人の利益や公共の福祉に資するサービスの提供等）を踏まえた規律の在り方を検討する必要があるという指摘等がなされました。

(4) 個人関連情報に関する規律の在り方

最後に、Cookie ID 等の個人関連情報についても、不適正利用・不正取得を禁止する規律を及ぼすべきとの議論があり、事業者からは規制内容の具体化を求める意見が示されました。

この議論においては、事業者が適切に業務を遂行している限り、こうした規律が問題となることはなく、あくまで不適切な名簿屋を主たる対象にした提案であることが説明されました。また参加者からは、データ処理に関する既存の法的根拠を認め、善意で行われている正当な事業活動を保護するために、不適正利用や不正取得の具体的な内容を明確に定義すべきであるとの期待が共有されました。

4. 終わりに

本ラウンドテーブルでは、シンガポールにおける国際的な取り組み状況等も含めて、日本に留まらない多角的かつ実務的な議論が交わされました。

今後も、技術の進展や社会の変化に応じた対応が求められ続ける状況には変わりがありません。デジタル経済及びデジタル社会においてはデータの利活用がイノベーションの源泉になる一方で、個人の権利利益の保護と均衡を取りながら両立していく必要があります。

今後の制度設計に向けた視座として、参加者からは、データの有用性を踏まえた利活用と個人の権利利益の保護は両立できることを前提とした制度が設計される必要があるとの見解が共有されました。個人の権利利益の保護に偏重せずデータの利活用を行う環境を整備するためには、法令において規制内容を定め、既存のアプローチの下で例外的な取扱いを拡張していくという対応に留まらず、責任あるデータの利活用を行うための基本ルールの整備等の取り組みも重要ではないかという認識が示されました。これには、同意と同等の位置付けを有するデータ利活用のための柔軟な法的根拠を整備するとともに、トラストを維持するためのデータガバナンスを構築するといったことなどが含まれます。

そのためには、DFFT のような考え方や理念を踏まえ、トラストを確保することが重要であり、技術の進展や社会の変化、そして国際動向も注視した取り組みが求められます。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。